



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

上場会社名 西華産業株式会社
代表者 代表取締役社長 薦田和隆
(コード番号 8061 東証第1部)
問合せ先責任者 取締役 常務執行役員
管理本部長 山下眞佐明
(TEL 03-5221-7101)

役員退職慰労金制度の廃止および
取締役の株式報酬型ストック・オプションに関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、役員報酬の見直し（再構築）を行うとともに、取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストック・オプションを導入することとし、平成 28 年 6 月 24 日開催の第 93 回定時株主総会に付議することいたしましたのでお知らせします。

記

1. 目的

当社は経営改革の一環として役員報酬制度の見直しを行い、中長期的な業績および企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を従来以上に高めることを目的として、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、株式報酬型のストック・オプションを導入することといたしました。

2. 内容

(1) 役員退職慰労金の廃止

現行の役員退職慰労金制度を平成 28 年 6 月 24 日開催の第 93 回定時株主総会終了時をもって廃止し、当該株主総会によって再任される取締役および当該株主総会後も引続き在任する監査役に対し、在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を行うこと、ならびに当該株主総会の時をもって退任する取締役（社外取締役を除く。）および監査役に対し、退職慰労金を贈呈する旨の議案を当該定時株主総会に諮ることといたします。なお、打切り支給の時期は各人の役員退任後といたします。

(2) 株式報酬型のストック・オプションの導入

役員報酬制度の見直しにより、当社役員に対する報酬と当社の業績および株式価値との連動性を高めるため、株式報酬型ストック・オプション（権利行使価格が対象株式 1 株あたり金 1 円の新株予約権）制度を導入します。この株式報酬型ストック・オプションは役員退職慰労金制度に代わる仕組みとして、当社取締役（社外取締役を除く。）に対して総額で年額 60 百万円を上限として割り当てます。当社取締役に対する報酬の総額としましては平成 18 年 6 月 29 日開催の第 83 回定時株主総会において年額 3 億円以内（使用人兼取締役の使用人分給与は含まない）とご承認頂き、今日に至っておりますが、当該金銭報酬枠とは別枠にて株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる

新株予約権に関する報酬等について当該定時株主総会に諮ることといたします。
なお、監査役については、株式報酬型ストック・オプション制度の対象といたしません。

(3) 株式報酬型のストック・オプションの内容

①新株予約権の総数および目的となる株式の種類および総数

取締役（社外取締役を除く。）全員に付与する新株予約権の総数は、3,100個を1年間の上限とします。

目的となる株式の種類および総数は当社の普通株式310,000株を1年間の上限とします。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は（以下「付与株式数」）は100株とします。なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割、株式併合等を行うことにより付与株式数の変更を生じる場合、当社は必要と認められる調整等を行うことができるものとします。

②新株予約権の払込価額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価格を払い込み金額とします。新株予約権の割当を受けた者に対し、当該払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺することをもって、当該新株予約権を取得させるものとします。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とします。

④新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、当社取締役会が定める期間とします。ただし、行使の期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日とします。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。

⑥権利行使の条件

新株予約権者は当社の取締役、執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。その他の権利行使の条件については当社取締役会において決定するものとします。

⑦その他の新株予約権の内容等

上記の詳細並びにその他の新株予約権の内容につきましては、当社取締役会において決定するものとします。

(ご参考)

当社は、上記新株予約権の内容と同内容の新株予約権を、当社の執行役員に対し当社が必要と判断する個数について、当該新株予約権の公正価値を基準として決定される金額を払込金額として発行する予定であります。

(新株予約権の割当を受けた者に対し、当該払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺することをもって、当該新株予約権を取得させるものとします。)

以 上